



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## お知らせ

記者発表資料 平成31年 1月10日

同時発表先： 合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、鳥取県政記者会、  
鳥取市政記者クラブ

### 鳥取県における社会保険加入促進宣言企業を公表します ～ 鳥取県では12社が宣言 ～

鳥取県内の建設企業による社会保険加入を地域レベルでの取り組みとするため、昨年11月19日から募集していました「社会保険加入促進宣言企業」※1（昨年12月27日現在）を公表します。

宣言いただいた企業は、12社となりました。また、企業のリストは、別紙の通りです。

なお、今後も、「社会保険加入促進宣言企業」の受付は継続し、宣言いただいた企業の名称等は、随時中国地方整備局のホームページ※2にて公表することを予定しています。

※1. 昨年11月16日に開催された「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された“社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準”を元請・下請のそれぞれの立場において守ることを宣言書にて宣言し、中国地方整備局に宣言書の写しを提出いただいた建設企業をいいます。

※2. 中国地方整備局建政部のページにて公表することを予定しています。  
<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/>

#### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表) : (平日・昼間)

【担当】建政部	計画・建設産業課長	ささき たかし 佐々木 高志	(内線6121)
建政部	計画・建設産業課長補佐	もりもと まさひろ 森本 眞宏	(内線6142)

【広報担当窓口】	広報広聴対策官	いわした やすひさ 岩下 恭久	(内線2117)
	企画部環境調整官	いのうえ かずひさ 井上 和久	(内線3114)

社会保険加入促進宣言企業 (平成30年12月27日現在)〔鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議〕

※表中の企業名は、50音順に表示。

行	企業名	代表者	所在地
カ	(株)木下建設	代表取締役 木下 辰男	境港市外江町2056-1
	(株)鴻池組 山陰支店	執行役員支店長 井戸内 義文	松江市殿町516
	(株)興洋工務店	代表取締役 亀井 勲	鳥取市岩吉130-3
	こおげ建設(株)	代表取締役 山根 敏樹	八頭郡八頭町宮谷200-2
タ	大和建设(株)	取締役社長 由宇 正実	鳥取市天神町5-2
	(株)ティー・エム・エス	代表取締役 別所 一生	西伯郡南部町福成3023
	東洋交通施設(株)	代表取締役 西垣 豪	鳥取市安長78-7
ナ	(株)西村組	代表取締役 西村 良清	鳥取市源太14-2
	日本電設工業(株) 中国支店	執行役員支店長 村上 正夫	広島市東区二葉の里1-1-42
ハ	(株)原田建設	代表取締役 原田 寛	鳥取市数津62-2
	(株)藤原組	取締役社長 藤原 正	鳥取市千代水1-17
ヤ	やまこう建設(株)	代表取締役社長 岡田 幸一郎	鳥取市南隈255

# 『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

## 元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

## 下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

見 本

# 宣 言 書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

## 元請企業として

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

## 下請企業として

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月16日開催の「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会 社 名

代 表 者 名

所 在 地